

令和 7 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 4 号

令和 7 年 3 月 1 9 日（水曜日）

議事日程 第 4 号

令和 7 年 3 月 1 9 日（水曜日）午後 2 時 3 0 分開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
 - 日程第 2 議案第 1 2 号 令和 7 年度玉村町一般会計予算
 - 日程第 3 議案第 1 3 号 令和 7 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第 4 議案第 1 4 号 令和 7 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第 5 議案第 1 5 号 令和 7 年度玉村町介護保険特別会計予算
 - 日程第 6 議案第 1 6 号 令和 7 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
 - 日程第 7 議案第 1 7 号 令和 7 年度玉村町水道事業会計予算
 - 日程第 8 議案第 1 8 号 令和 7 年度玉村町下水道事業会計予算
 - 日程第 9 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 1 0 閉会中における所管事務調査の申出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 議案第 1 2 号 令和 7 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 1 3 号 令和 7 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 1 4 号 令和 7 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 1 5 号 令和 7 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 1 6 号 令和 7 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 1 7 号 令和 7 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 1 8 号 令和 7 年度玉村町下水道事業会計予算
- 日程第 9 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 1 0 閉会中における所管事務調査の申出
- 追加日程第 1 議案第 2 5 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）

出席議員（１２人）

1 番	羽 鳥 光 博 君	2 番	堀 越 真由子 君
3 番	松 本 幸 喜 君	4 番	笠 原 則 孝 君
5 番	小 林 一 幸 君	6 番	月 田 均 君
7 番	備前島 久仁子 君	8 番	三 友 美恵子 君
9 番	高 橋 茂 樹 君	10 番	浅 見 武 志 君
12 番	新 井 賢 次 君	13 番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理恵子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会計管理者 兼 会計課長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○開 議

午後２時３０分開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（石内國雄君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました追加１議案が提出されました。

本日午前１１時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加１議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、１議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第１ 陳情の審査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第１、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号１、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）及び子宮頸がんワクチン接種事業中止の意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

この陳情につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

羽鳥光博民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇民生文教常任委員長（羽鳥光博君） 陳情の審査報告書につきまして、結果等を申し述べます。

受理番号１番、受理年月日、令和７年２月１９日。

件名、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）及び子宮頸がんワクチン接種事業中止の意見書提出を求める陳情書。

陳情者または代表者住所・氏名、玉村町下之宮６２９－１９、山下喜代美。

審査結果、不採択とすべきもの。

審査報告でございます。この陳情の趣旨でございますけれども、大要につきましては、新型コロナワクチンは自身の免疫機能の攻撃を受ける可能性があり、未完成品であると考えざるを得ない。未完

成品のようなワクチンは必要ないと考える。子宮頸がんワクチンにつきましては、その接種はこれまでの子宮頸がんワクチンと同等またはそれ以上の被害を出すおそれがあると考えたもので、したがって、両ワクチン接種によって健康を脅かされるようなことがあってはならないと考えるので、この両ワクチン接種事業の中止を求めるといった趣旨でございます。

こういったmRNAワクチンとHPVワクチンの国民への接種を中止することの意見書を、国に対して提出を求める陳情となっております。

なお、この陳情者からは、趣旨説明の申出がありましたので、委員会で審査し、説明を求めることにいたしました。その陳情者の説明につきましては、ここに記載のとおりでございます。特段詳細については読み上げることはいたしませんので、御覧いただきたいと思います。

審査経過でございます。委員に意見を求めました。主な意見でございます。堀越委員、海外では、mRNAワクチンは効果よりも副作用が問題となっていて、3回から4回で接種を終了しています。アメリカが開発したワクチンですが、世界で承認されたのは日本だけです。やはり一度立ち止まって、安全性が確認できてから接種をしたほうがいいと思います。採択です。

月田委員、新型コロナワクチンについて保健師と産業医に聞いたところ、専門家2人で意見が分かれていました。今の段階で判断がつかないので、継続審査がいいと思います。

備前島委員、この2つのワクチンは、日本脳炎や破傷風などのワクチンとは違うということを重々承知しております。本人がいろいろな情報を得て、本人の責任で受けていく必要があるかと思えます。このような情報を周知してくださいということではなく、国が進めている事業の中止を求める陳情なので、不採択です。

浅見委員、厚生労働省では、重大な懸念はないということで事業を続けています。その事業について中止を求める陳情は難しいのではないかと考えます。不採択でお願いいたします。

表決につきまして、2名の委員から継続審査とすべきとする意見があり、継続審査について採決を行いました。その結果、過半数の賛成が得られなかったため、その後、不採択とするか否かを諮ったところ、2名の委員から不採択とすべきものとする意見があり、委員長による裁決となりました。委員長による裁決の結果、本陳情は不採択とすべきものとなりました。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

民生文教常任委員長の審査報告は、不採択とするものです。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は、不採択とするものです。委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

◇

○日程第2 議案第12号 令和7年度玉村町一般会計予算

○日程第3 議案第13号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第4 議案第14号 令和7年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第5 議案第15号 令和7年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第6 議案第16号 令和7年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第7 議案第17号 令和7年度玉村町水道事業会計予算

○日程第8 議案第18号 令和7年度玉村町下水道事業会計予算

◇議長（石内國雄君） 日程第2、議案第12号 令和7年度玉村町一般会計予算から日程第8、議案第18号 令和7年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2、議案第12号から日程第8、議案第18号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

7議案につきましては、予算特別委員会に付託となっておりますので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

笠原則孝予算特別委員長。

〔予算特別委員長 笠原則孝君登壇〕

◇予算特別委員長（笠原則孝君） それでは、3月19日、予算特別委員長の審査結果を報告します。

それでは、本委員会における審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第12号 令和7年度玉村町一般会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第13号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第14号 令和7年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第15号 令和7年度玉村町介護保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第16号 令和7年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第17号 令和7年度玉村町水道事業会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第18号 令和7年度玉村町下水道事業会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 以上で、予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより、予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

初めに、日程第2、議案第12号 令和7年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第3、議案第13号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第4、議案第14号 令和7年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第５、議案第１５号 令和７年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第６、議案第１６号 令和７年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第７、議案第１７号 令和７年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第８、議案第１８号 令和７年度玉村町下水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより、議案第１２号 令和７年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第13号 令和7年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第14号 令和7年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第15号 令和7年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第１６号 令和７年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第１７号 令和７年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第１８号 令和７年度玉村町下水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

○日程第 9 開会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第 9、開会中における所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第 7 7 条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第 10 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（石内國雄君） 日程第 10、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

◇

○追加日程第 1 議案第 25 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）

◇議長（石内國雄君） 追加日程第 1、議案第 25 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 25 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 8, 0 7 1 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 3 4 億 8, 0 7 1 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。主な補正内容につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した各種事業に加え、当初予算編成後に発生した事案等への対応となっております。

まず初めに、住民税非課税世帯に対する給付金事業及び低所得子育て世帯への加算給付金事業についてですが、国、県との調整により、令和7年4月以降の執行分については、令和7年度予算に計上することとなったため、令和6年度予算から補正にて減額した分について、令和7年度予算に追加するものでございます。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した町の独自施策についてご説明いたします。まず、事業者への支援といたしまして、町内の介護サービス事業所や民間の保育所等に対し、物価高騰による負担増に対する助成を実施し、安定した事業運営を維持できるよう支援してまいります。また、地域経済の活性化を図るため、緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業を実施し、町内事業所への受注機会の創出と消費拡大を図るほか、賃上げを実施した中小企業等に対して、県と協働で支援金を交付し、賃金上昇から始まる地域経済の好循環の実現を図ってまいります。

次に、農業分野につきましては、麦種子価格の高騰により影響を受けている農業経営者に対し、種子購入費用の一部を助成し、次期作に前向きに取り組む生産者を支援するほか、配合飼料の価格高騰等により経営が圧迫している畜産農家を支えるため、配合飼料購入費の助成や自家利用の飼料耕作者に対する奨励金を交付するなど、営農継続に向けた支援を実施してまいります。

また、町内や近隣地域において生活を脅かす強盗事件などの犯罪が発生している現状を踏まえ、各世帯等が自衛手段として購入する防犯用品に対する補助を実施し、安全安心な地域の構築を図ってまいります。

以上が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。

そのほかの補正といたしまして、高橋川樋門改修事業につきましては、現在、県が進めている利根川の河川改修事業において高橋川の樋門改修が必要となり、その改修費用について、樋門管理者である町の負担金が発生するものでございます。本事業の実施は3か年を予定しており、令和7年度につきましては詳細設計や用地測量等が行われる予定です。

次の、中央分団詰所建設事業につきましては、消防団再編実施計画に基づき、中央分団詰所の建設場所等の検討を進めておりましたが、地元地区や消防団、対象となる土地の地権者等との協議のめどが立ったことから、土地購入に係る経費を追加するものでございます。

そのほか、強風により破損した南小学校のプールサイドの床シートの補修や、不具合が生じている玉村町文化センターリハーサル室の空調設備の更新に係る費用を計上しております。

以上が主な補正内容となりますが、これらの財源の手当てといたしましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のほか、町債、前年度繰越金を予定しております。

なお、債務負担行為につきましては、先ほどご説明いたしました高橋川樋門改修事業において、令和8年度以降に係る経費を追加するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 諸物価高騰の中で、16 ページの緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業について質疑させていただきます。

本日、朝のニュースを聞いておりますと、茨城県の潮来市では、瓶、缶、ペットボトルの1組10枚入りのごみ袋84円が、4月1日から270円、3倍強。プラスチック、ビニールの1組10枚入りの指定ごみ袋63円が、4月1日から170円と、非常な高騰の中で買い占めが起きて、ごみ袋をふだん指定袋でない袋でも出せるようにしようかと懸念をしておるというニュースが流れておりまして、玉村町もいずれこういうことが、4月1日以降、起こるのかなと懸念されるところですけれども、今回、16 ページのこのリフォーム支援事業を聞いておりますと、事業費の20%または上限10万円とお聞きしたのですけれども、これは50万円で事業を行った場合の20%が10万円ですから、こういったものであるのか。あるいは、リフォーム補助金の購入を予定している事業を行って8万円しか使わなかったけれども、上限10万円だから8万円もらえるのでしょうか。どちらでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

こちらの補助率につきましては、全体の事業費、リフォームにかかった事業費の20%または上限10万円ということですから、例えば10万円ですと、その20%、2万円が交付という形になります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 事業費の20%かつ上限10万円ということですか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） おっしゃるとおり、20%で、なおかつ上限10万円。ですから、例えば金額が500万円とか、大分かかった中でも、その中の20%でなく、上限が10万円ですから、10万円を超える分の補助金は出さないという形になります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） これは600件ですから、町が4月の広報たまむらで、これをお知らせする

のかどうかというのと、600人分だと、私は申込みが殺到するかと思うのですけれども、その辺の広報でお知らせするタイミングとか、その辺はどうされますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

広報周知につきましては、広報紙等の紙媒体の締切りが恐らく1か月前以上になりますので、今回、皆さんにご承認いただいた後になると、一番直近で5月くらいの広報に間に合うかどうか。あとは、ホームページ等もございますので、先行的に制度内容が最終的に固まり次第、ホームページで先行的に広報周知を予定しております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 4ページです。地方債の補正なのですけれども、利率が年4%以内となっているのですが、以前の利率がどれくらいであったのかと、前回、利率が上がったのはいつで、どれくらい上がったか。また、今後も上昇することが見込まれると思うのですけれども、もし町が想定している金利があったら教えてください。

◇議長（石内國雄君） 休憩します。

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） お答えいたします。

こちら、年4%以内ということですので、上限が4%ということでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君発言〕

◇9番（高橋茂樹君） 16ページのリフォーム支援事業、これは下水道の接続だけでも使えますか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

前回実施したリフォーム補助金ですと、たしか下水道接続も使えたかと思うのですが、今回につきましても、どういった工事を対象にするかというのは、詳細な内容をこれから詰めさせてもらうのですけれども、ただ経済対策として、いわゆるお金の地域内循環を好循環させるという目的がありますから、多少その辺の基準については、前回と同様の基準を採用したいと現段階では考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 10ページなのですがすけれども、防犯対策緊急支援事業ということで、先ほど防犯用品というお話がありました。具体的に防犯用品はどんなものが考えられているのですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

防犯用品、5品目を考えておりまして、まず防犯カメラ、屋外につける防犯カメラです。次に、カメラ付インターホン。インターホンで、カメラで録画ができるものというものです。続きまして、センサーライト。人感センサーがついていて、ライトがつくものです。次に、防犯フィルム。こちらは家の中側のガラスの面に貼って、外から割れにくくするものであります。続きまして、補助錠。普通に住宅には鍵がついていると思うのですがすけれども、この下とかに、もう一個鍵をつける。補助的な鍵をつけるもの。その5点につきまして補助することといたします。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） これは1つの家庭で1個ですか。例えば2個やって2万円超えたから2万円以上もらえるということではないのですか。要するに1個で2万円ということでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

種類、数については、上限はありません。全ての金額、合計で2万円まで100%補助。1,000円未満切り捨てですので、1万9,800円だったら1万9,000円なのですがすけれども、2万円以上、例えば防犯カメラを6万円でつけました。そうしたら2万円補助という形になります。ほかを全部つけて8万円かかっても、補助は2万円となります。上限2万円で、2万円までは100%補助、1,000円未満切り捨てで、数、種類に限りはありません。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

2 番堀越真由子議員。

〔2 番 堀越真由子君発言〕

◇2 番（堀越真由子君） 先ほどの4ページの地方債補正について、もう少し教えてください。今の利率がどれくらいで、今までの上限というのは何%だったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 最近では利率はかなり低くなっておりましたので、ちょっと前までは0. 何%とか、その辺の利率のほうで来ているかとは思いますが。

◇議長（石内國雄君） 2 番堀越真由子議員。

〔2 番 堀越真由子君発言〕

◇2 番（堀越真由子君） 今回聞かせていただいたのが、水道の整備とかで何十億円、何十年にもわたって返すというところで、利率が上がると返していくだけでも大変になるのかなと思ったので、質問させていただきました。今後も上昇が見込まれるのかなというところで質問させていただきました。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 先ほどの質問で、最近ですと財政融資のほうが1. 2%ということでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑はありませんか。

8 番三友美恵子議員。

〔8 番 三友美恵子君発言〕

◇8 番（三友美恵子君） 防犯対策緊急支援事業ですが、これはどのような周知の方法と、あと申請をするのか。買ったものの領収書をもってお金が来るのか。そこら辺のやり方はどういうふうになるのか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

提出してもらう書類につきましては、今考えているのは、交付申請書兼請求書と、あと防犯対策機器の設置明細、その2点の書類と、あと関係書類としまして、領収書または、領収書に買った機種の商品番号が入っていれば、こちらでちゃんと防犯用品かどうか確認できますので、領収書に全て情報があれば、それだけでも結構ですが、ない場合には取扱説明書とか明細、そちらもつけていただく。領収書プラス明細、買ったものの内容が分かるものをつけてもらう予定です。

◇議長（石内國雄君） 8 番三友美恵子議員。

〔8 番 三友美恵子君発言〕

◇8 番（三友美恵子君） そういう申請をした後に、お金は後払いということになりますか。全部書類をそろえて提出すると、そこからお金がもらえるということですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） そのとおりです。全て買った後に、60 日以内に申請してもらうような形で、1 世帯当たり 1 回ですので、初めにセンサーライト買いました。でも、2 万円に足りません。その後、もう一個買いました。全部まとめて、最初買ったものから 60 日以内に申請してもらえばと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

○字句等整理委任について

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。



○町長挨拶

◇議長（石内國雄君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和7年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

道の駅玉村宿から伊勢崎方面へ向かう、国道354号沿いの河津桜が見頃を迎え、町の玄関口に美しい彩りを添えています。道の駅玉村宿は平成27年5月にオープンし、今年で開業10周年を迎えることとなります。これまでも農産物、物産品などの販売促進や情報発信、各種イベントの実施に力を入れており、こうした取組を通じて多くの方々にご利用いただいています。来年度には開業10周年を記念したイベントを開催し、地元の皆様はもとより、県内外から多くの方々にお越しいただくことを目指しており、よりにぎわいのある運営を実現するための重要な機会と捉えています。このイベントを通じて、町の魅力をさらに広め、知名度向上や地域活性化につなげていきたいと考えております。

さて、本定例会は、3月4日に開会され、本日までの16日間、議員の皆様方には、提案させていただきました令和7年度一般会計当初予算をはじめ、追加議案を含む24議案につきまして、慎重にご審議いただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

施政方針で述べましたとおり、令和7年度一般会計予算の総額は、過去最大の133億円となりました。本予算は、災害対応力を一層強化し、町民の生命と財産を守るとともに、社会情勢や価値観の変容に柔軟に対応し、きめ細やかな子育て支援や学校教育の充実、農業、商業、工業の振興、公共施設の長寿命化等、長期的な視点で様々な行政課題に対応する「命を守り、暮らしを支える、未来への安心づくり予算」として編成いたしました。これらの施策を着実に推進し、行政サービスのさらなる向上を図るとともに、行財政の効率化をより一層進め、第6次玉村町総合計画における、町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

また、一般質問では、11名の皆様から貴重なご質問がありました。議案の審議や一般質問の中でご指摘、ご提言いただきましたことは、十分その意を酌み、今後の行政執行に役立ててまいりたいと考えております。

結びに、年度末を迎え、さらに4月からは新年度の始まりと、非常に忙しい時期となりますが、議員各位におかれましては健康に十分留意いただき、ますますご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 令和7年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は3月4日に開会し、本日までの16日間にわたり、令和6年度の補正予算や令和7年度に向けた条例の一部改正、あるいは一般会計をはじめとする新年度予算など、町長施政方針に基づく諸施策を展開する上での根拠となる重要な議案を熱心にご審議いただきました。

そして、11名の議員からの一般質問や予算特別委員会、あるいは各常任委員会で、町民の声に寄り添った様々な視点から活発な議論が行われるなど、大変意義のある議会であったと思います。

執行部におかれましては、今定例会での議案審議や一般質問の際に我々議員から提案のありました意見や要望等を、町民の声として十分に尊重され、今後の行政運営に一層反映されますことを強く求めるものであります。また、これから新しい年度が始まるわけではありますが、町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」の実現に向けた、活気ある町政運営を期待するところであります。

最後になりますが、議員各位並びに町長をはじめ、執行各位には何かとご多用な時期となりますが、健康には十分留意され、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○閉 会

◇議長（石内國雄君） これをもちまして、令和7年玉村町議会第1回定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

午後3時13分閉会